

別表第1 消防水利協議書類一覧表

消防水利の種別		提出書類	協議書類	添付書類
義務設置	公設	防火水槽	開発事業協議依頼書 様式第1号※1 (施行規則様式第8号) 及び 公共公益施設等 管理者等協議(通知)書 様式第2号	—
		消火栓		
	私設	防火水槽		誓約書 様式第4号
		消火栓		
指定消防水利 (プール・貯水槽・井戸等)			消防用水利指定承諾書 様式第6号	
任意設置	公設	防火水槽 (用地付きの場合のみ)	消防水利の設置について 様式第3号	—
		消火栓		
	私設	防火水槽		誓約書 様式第4号の2
		消火栓		
指定消防水利 (プール・貯水槽・井戸等)			—	

※1 協議の相手方は、公設防火水槽については神戸市長、そのほかについては神戸市消防長とする。

その他添付書類

- (1) 委任状(審査申出時等に協議について委任されている場合は写し)
- (2) 開発事業審査申出書等の回答書(写)
- (3) 開発計画書又は事業計画書等
- (4) 住民説明報告書(写)(電子申請した場合は不要)
- (5) 位置図
- (6) 現況図
- (7) 造成計画図
- (8) 土地利用計画図
- (9) 消防水利配置図(水利位置、水利包括範囲)
- (10) 消防水利構造図等  
(二次製品認定証、平面、断面、採水口設備、吸管投入孔、配管、標識、用地の状況等)
- (11) 消火栓配管図(消火栓口径等)
- (12) 水道事業者との議事録
- (13) その他、提出を指示されたもの

協議書類は紙ファイル等に綴じ、正本1部・副本2部の合計3部を提出すること。協議成立後、副本1部を開発事業者へ返却する

別表第2 消防活動空地等協議書類一覧表

区分	提出書類	協議書類	添付書類
	消防活動空地等を確保できるとき	開発事業協議依頼書 <u>様式第1号</u> ※1 及び 公共公益施設等 管理者等協議（通知）書 <u>様式第2号</u>	誓約書 様式第5号※2
	消防活動空地等を一部確保できるとき		誓約書 <u>様式第5号</u>
	消防活動空地等を確保できないとき		

※1 協議の相手方は神戸市消防長とする。

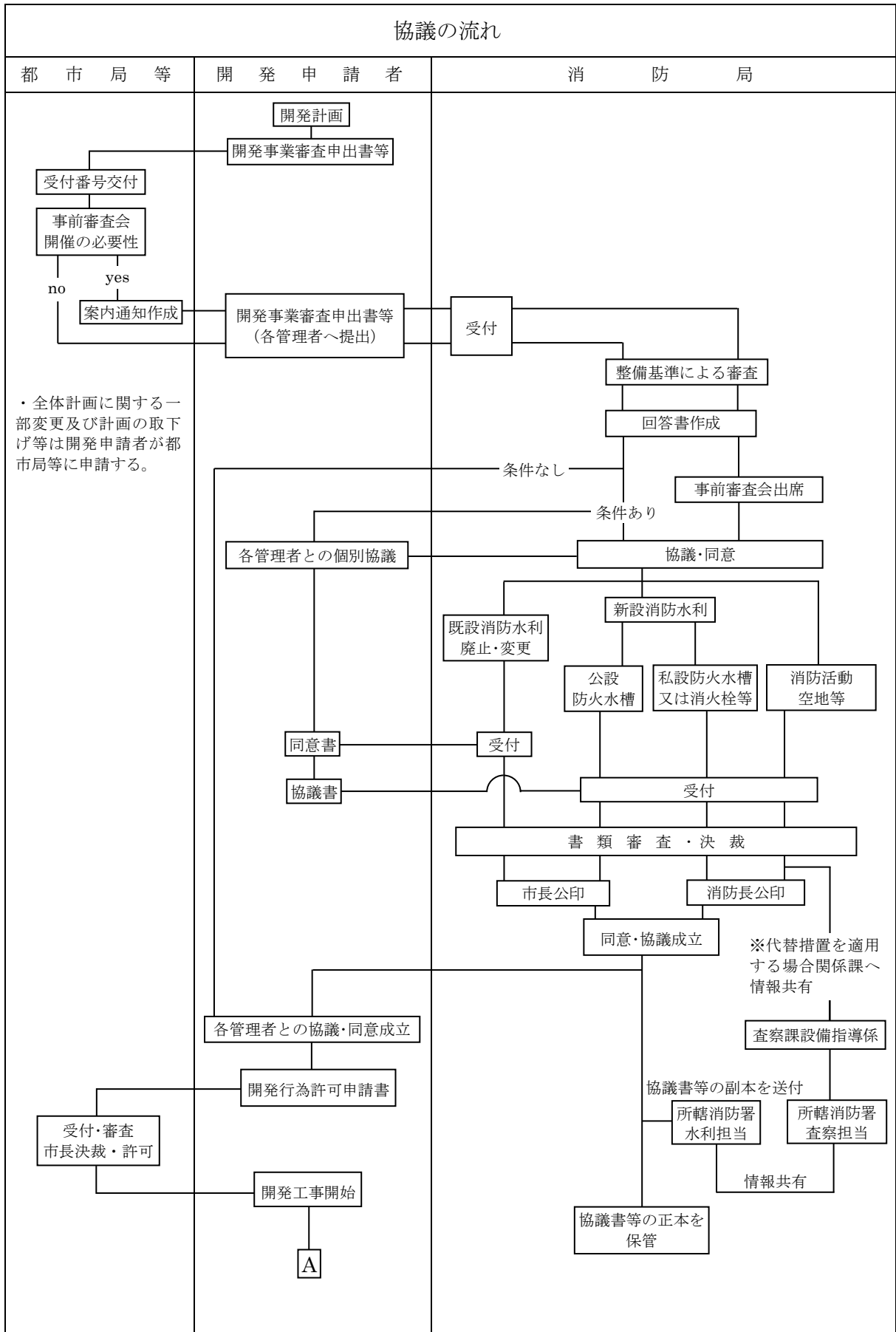
※2 公道を活動空地とする場合は不要。

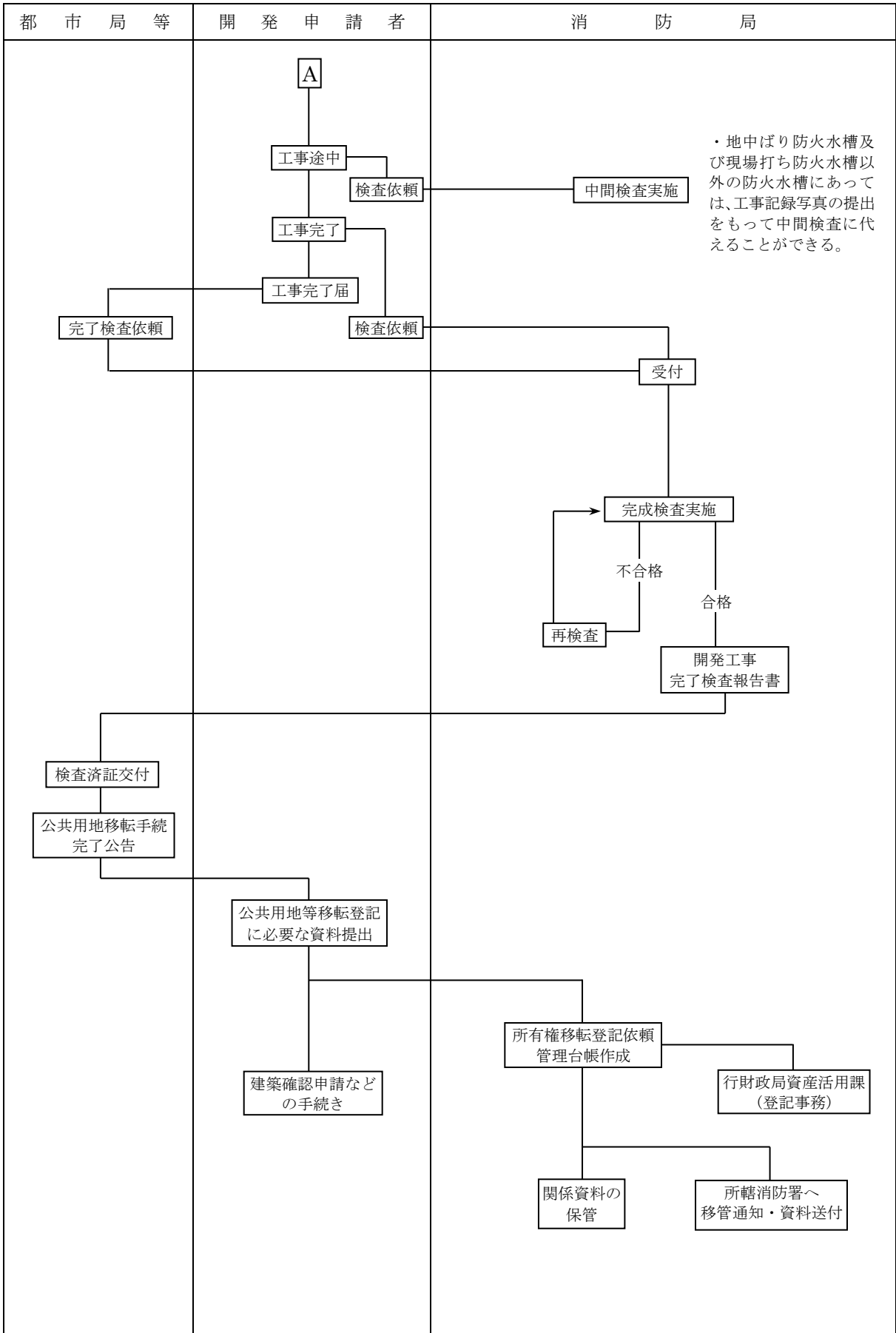
その他添付書類

- (1) 委任状（審査申出時等に協議について委任されている場合は写し）
- (2) 開発事業審査申出書等の回答書（写）
- (3) 開発計画書又は事業計画書等
- (4) 住民説明報告書（写）（電子申請した場合は不要）
- (5) 位置図
- (6) 現況図
- (7) 造成計画図
- (8) 土地利用計画図
- (9) 消防はしご車等進入路図（車両軌跡、道路幅員、勾配、耐圧範囲、標識、活動空地等）
- (10) 消防はしご車架梯断面図
- (11) 建物平面図（各階）及び断面図
- (12) 設置する消防用設備の一覧（協議書の提出時に設置する設備が確定していない場合は不要）
- (13) その他、提出を指示されたもの

協議書類は紙ファイル等に綴じ、正本1部・副本2部の合計3部を提出すること。協議成立後、副本1部を開発事業者へ返却する。

別表第3 協議及び手続きの流れ





別表第4 防火水槽中間検査実施項目

時期	内容	検査実施者
掘削完了時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 掘削の深さ及び面積の確認</li> <li>2 底部の土質の状況</li> <li>3 矢板工事の状況</li> <li>4 人身危険防止措置の状況</li> </ol>	警防課長
床板配筋完了時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄筋径、本数及び配筋の間隔</li> <li>2 鉄筋、結束線の緊結状況</li> </ol>	
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水槽の構造、寸法等の確認</li> <li>2 マンホール、集水ピットの位置、深さ及び口径の確認</li> <li>3 採水口設備を設置する場合は、採水口、導水管、通気管の位置及び口径の確認</li> <li>4 地中ばりを区画して水槽を設置する場合は、人通口、通水口、通気口の位置及び口径の確認</li> <li>5 周辺の状況を見て必要のある事項</li> </ol>	

別表第5 消防水利完成検査実施項目

種別	区分	内容	検査実施者
消火栓	消火栓 本体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置は計画どおりか。</li> <li>2 蓋、杵及び消火栓本体は規格どおりか。</li> <li>3 ハッカー、スピンドルに変形、開閉困難及び歪み等はないか。</li> <li>4 吸管の結合、離脱作業は円滑に行えるか。</li> <li>5 止水弁の全開放を確認する。</li> <li>6 吐水量（水圧）の検査は、開閉バルブを全開にして計測する。</li> </ol>	消防署長
防火水槽	防火水槽 本体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 蓋、杵は規格どおりか。（蓋に「防火水槽」の標示があり、エポキシ樹脂等により黄色に塗装されているか。）</li> <li>2 水槽の構造、寸法等は計画どおりか。</li> <li>3 コンクリートに浮きがないか、クラック等が発生していないか。</li> <li>4 二次製品防火水槽については、各部材の接合部が完全に止水されているか。</li> <li>5 防水処理は側壁上端まで十分なされているか（防水処理は樹脂系塗膜防水剤等となっているか）</li> <li>6 採水口設備の位置、構造は計画どおりか。</li> <li>7 採水口設備の真空試験を行う。</li> <li>8 水利標識は規格品が計画位置にあるか。</li> <li>9 転落防止措置を講じているか。</li> <li>10 その他、使用上の支障はないか。</li> </ol>	警防課長 及び 消防署長
	防火水槽 用地	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 用地面積は水槽外壁から1 m以上の余地が確保されているか。</li> <li>2 土被りは計画どおりか（原則1 m）。また、埋戻しは、真砂土等の良質土を用いているか。</li> <li>3 上地、用地柵、用地面積、境界標は計画どおり施工されているか。</li> <li>4 用地内及び周辺の安全性は確保されているか。上地の状況によりペンキ等で消防活動用空地等と明示されているか。</li> </ol>	警防課長

<p>防火水槽</p>	<p>漏水検査</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者により、清水（水道水も可）を水槽内の有効水量位置まで満たす。</li> <li>2 水張り終了の連絡を受けた検査員は、事業者の立会いを得て満水状態を確認し、検査を開始する。また、検査終了時においても事業者の立会いを得る。</li> <li>3 検査期間は、1週間とする。漏水検査開始日を含め3日間は連続して実施、その後、開始日から起算して7日目に実施（検査回数は4回）し、漏水なし又は漏水が0.2t未満で止まれば合格とする。</li> <li>4 漏水が0.2t未満であっても漏水状態が続けば、検査期間を延長し、0.2tで漏水が止まり1週間の安定期間を終えれば合格とする。</li> <li>5 検査期間中漏水量が0.2tに達すれば、ただちに検査を中止して工事施工者（立会い者を含む）に通知し、改修を指示すること。</li> </ol>	<p>消防署長</p>
<p>共通</p>	<p>周辺状況</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 街区計画及び通路は、消防車等の進入に十分な幅員、隅切、勾配が確保されているか。</li> <li>2 ホース延長、器材搬送等の消防活動に支障となる擁壁、崖、工作物はないか。</li> </ol>	<p>消防署長</p>

別表第6 防火水槽移管（引継ぎ）手続き

